

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和5年3月24日

○出席委員（6名）

委員長	坂倉 紀男	副委員長	片岡 直博
委員	奥村 敦	委員	浜口 一利
委員	板倉 広子	委員	世古 安秀

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井 太	次長兼 議事総務係長	平山 智博
議事総務係 書記	岡村 なぎさ		

(午前10時45分 再会)

○坂倉紀男委員長 本会議に引き続き、お疲れさまです。

ただいまから、議会運営委員会を再会いたします。

早速ですが、令和5年3月31日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願ひします。

それでは、令和5年3月31日会議に提出いたします議案について説明のほうをさせていただきます。

提出議案の一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第85号の農業委員の任命に関する議案1件と、地方税法の一部を改正する法律が現状では、衆議院は通過をしておるんですが、参議院での議決がまだされていないことから、未公布ではありますが、議案第86号から議案第88号までの市税条例等の一部改正議案の3件の合わせた合計4件となってございます。

次に、提出議案の概要のほうを1枚めくっていただきて、ご覧ください。

議案第85号、農業委員会の委員の任命につきましては、人事案件で本日この後、全員協議会のほうで説明をさせていただきますが、現在1名の欠員となっております農業委員会の委員の任命をお願いするものでございます。

次に、議案第86号、鳥羽市市税条例の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、市民税の森林環境税導入に伴う規定の整備及び改正、特定小型原付区分に電動キックボードを追加するもの、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期限の延長、また、令和6年度までという部分について、令和9年度までというふうな部分が市民税の内容となっています。

軽自動車税におきましては、環境性能割について、税率区分の見直し、あと、種別割のグリーン特例の適用期限の延長ということで、令和5年3月31日を令和8年3月31日まで延ばすものでございます。

また、固定資産税におきましては、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定のほうがされます。

全般的には、引用条項のぞれの改正などとなっております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日からの施行となっておりまして、別段の定めがあるものを除いて4月1日から施行される形となります。

次に、議案第87号です。鳥羽市都市計画税条例の一部改正につきまして、市税条例同様に地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容としては引用条項のぞれの改正、こちらも施行期日は令和5年4月1日となっております。

また、令和4年度分までの都市計画税は従前の例による内容となっております。

続きまして、第88号になります。

鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、こちらも同様に地方税法等の一部を改正する法律の

施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、課税限度額の見直しという部分で基礎課税額は現行どおり、また後期高齢者支援金等の課税額につきましては20万円から22万円に直されます。

また、介護納付金課税額は現行のとおりとなっております。

次に、軽減判定の所得の見直しの部分につきましては7割軽減基準額は現行のとおりですが、5割軽減基準額では被保険者数に乘ずる金額でこれまで28万5,000円であったものが29万円に直される内容となっています。次に、2割軽減基準額ではこちらも被保険者数に乘ずる金額で52万円の部分が53万5,000円に直されるものでございます。

施行期日は、こちらも令和5年4月1日となっておりまして、令和4年度分までの国民健康保険税は、従前の例による内容となっております。

内容としては以上でございます。現行のほうが未定稿というふうにさせてもらっていますので、ちょっとその辺は国の動きにもよりますので、ちょっとその辺で状況を見て、また条例の上程という形を取りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○坂倉紀男委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは本会議の日程についてご説明いたします。

3月31日の会議に上程されます議案につきましては、先ほど総務課長からも説明のありましたとおり4件が上程され、発議としまして、鳥羽市議会会議規則の一部改正について及び鳥羽市議会議員政治倫理条例の一部改正についての2件と、常任委員会行政視察及び議会改革推進特別委員会の報告を行います。データで送らせていただいてます会議日程（案）をご覧ください。

2つ送らせていただいてます。

先にお断りをさせていただきます。先ほど総務課長のご説明のあったとおり、議案第86号、鳥羽市市税条例の一部改正について及び議案第87号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第88号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国の税制改正法案の成立に伴う条例の一部改正ですが、現在参議院で審査中でございますので、今回、3月31日までに成立する可能性が高いことから成立するものといたしまして、日程の説明をさせていただきたいと思います。

日程案がもう一つ配付させていただいております。参議院での可決いかんによりますが、参議院の状況を見て追加上程となりますので、その間は暫時休憩となり、万が一可決がされず翌日になる場合におきましては自然散会となり、改めて会議を招集、再開することになりますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

それでは、31日までに参議院で法律が可決された場合の会議日程をご説明させていただきます。

初めに、会議録署名議員の指名の後、議案第85号、農業委員会の委員の任命について、議案第88号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてまでを一括上程し、提案者の趣旨説明を行います。

次に、議案に対する質疑を行います。各条例改正議案につきましては、国の税制改正に伴う条例の一部改正

でありますことから、委員会付託を省略し、討論、表決とさせていただきたいと思います。

次に、発議第8号及び発議第9号を一括上程し、提案者の趣旨説明を行います。議案に対する質疑、討論を行った後、表決を行います。

その後、常任委員会行政視察の報告を行い、鳥羽市議会改革推進特別委員会から4月に議会改革推進特別委員会が任期満了となりますことから、この4年間の取組の成果について委員長より報告していただき、委員長の報告に対する質疑を行った後、散会といたします。

各条例改正の質疑につきましては、本来、前々日の正午までに通告をしていただくようになっておりますが、国会の審議の状況が不明であり、議案書の到着がどの時点になるか判断がつかないことから、議案到着の状況を見てお知らせさせていただきたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○坂倉紀男委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについては、そのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第86号、鳥羽市市税条例の一部改正について、議案第87号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第88号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についての3件については、委員会付託を省略したいと考えます。これに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉紀男委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第86号から議案第88号の3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時56分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年3月24日

議会運営委員長 坂倉紀男